

令和4年3月7日

臨時休園となった保育施設を利用する
園児の保護者の就労先事業者の皆様

小金井市長 西岡 真一郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症罹患者の発生による臨時休園への配慮に
ついて(要請)

日頃より、小金井市の保育行政にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。

武蔵小金井雲母保育園の関係者が新型コロナウイルス感染症の陽性反応であることが判明しました。このため、当該施設については、感染リスクを最小限に抑え、園児、職員の安全を守るため、下記の期間において、一部クラスを臨時休園とすることといたしました。

この臨時休園は感染拡大防止のために必要な措置であり、就労先事業者の皆様におかれましては、臨時休園の期間において当該保育施設に在籍する園児の保護者の就労について、家庭での保育が可能となるよう、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休園期間

令和4年3月7日(月)から同年3月10日(木)まで

令和4年3月8日(火)から同年3月11日(金)まで

※今後の状況により、休園期間が変更となる場合がございますので、ご了承ください。

(問合せ先) 小金井市保育課 電話 042-387-9846